

見 積 公 告

次のとおり、見積競争に付します。

令和 6 年 3 月 8 日

全国健康保険協会和歌山支部

支部長 山田 茂弘

1 調達内容

(1) 調達件名

弁護士名による債権回収催告等の業務委託

(2) 業務委託の内容

仕様書等による

(3) 業務委託期間

契約締結日～令和 7 年 3 月 31 日

(4) 見積競争方法

単価にて見積競争に付す。

見積書を提出期限内に提出し、最低価格をもって見積書を提出した者を契約の相手方とする。

相手方の決定に当たっては、見積書に記載された金額をもって判定を行うので、参加者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、税抜額を見積書に記載すること。

2 参加資格

- (1) 全国健康保険協会会計細則第 30 条及び第 31 条の規定に該当しない者であること。
- (2) 弁護士法（昭和 24 年法律 205 号）第 8 条に基づき、日本弁護士連合会に備えた弁護士名簿に登録されている者若しくは、同法第 30 条の 2 に規定する弁護士法人で、弁護士法第 57 条第 1 項第 2 号から第 4 号に規定する懲戒処分を現在受けていないこと。
- (3) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。
- (4) 当該案件を確実に履行できると認められる者であること。
- (5) 全国健康保険協会から業務等に関し競争参加資格停止措置を受けている期間中でないこと。
- (6) 損害賠償請求を全国健康保険協会から受けていない者であること。
- (7) 過去の業務実績において、当該業務に類似する業務委託の業務実績を有する者であること。
- (8) 全国健康保険協会の予算は、厚生労働大臣の認可を受けることとされているため、認可が受けられないときは、履行期限の変更または契約不成立があり得ることを了承する者であること。
- (9) 送付物の授受等を適切かつ遅延なく行うため、和歌山支部から受託者所在地までの到着可能時間が自動車を利用した場合概ね 20 分以内、鉄道を利用した場合概ね 30 分以内であること。

3 見積書等を交付する日時及び場所

- (1) 期間 令和6年3月25日(月)15時まで
- (2) 場所 〒640-8516 和歌山県和歌山市六番丁5 和歌山六番丁801ビル3階
全国健康保険協会和歌山支部 企画総務グループ 古道

4 仕様書等に関する質問の受付及び回答

質問はFAX(A4サイズ自由様式・FAX番号記入のこと)にて受付を行う。

- (1) 提出先 全国健康保険協会和歌山支部 レセプトグループ 石川
- (2) 受付期間 令和6年3月14日(木)17時までとする。
- (3) 回答 受付後、電話又はFAXにて令和6年3月21日(木)までに行う。

5 見積書等の提出期限等

- (1) 提出期限 令和6年3月25日(月)15時(必着)
- (2) 提出場所 上記3(2)に同じ。
- (3) 提出方法 直接提出(持参)または郵送とする。郵送の場合は上記(1)の期限までに必着とする。

6 その他

- (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 契約保証金 全額免除とする。
- (3) 見積書には、事業所名・代表者名を記載の上、代表者印を押印すること。
なお、本公告に示した参加資格のない者の提出した見積書、参加者に求められる義務を履行しなかった者の提出した見積書、その他見積競争の条件に違反した見積は無効とする。
- (4) 契約書作成の要否 要
- (5) 仕様書に係る疑義については、事前に担当へ確認することとし、落札後に異議を述べることはできないものとする。
- (6) 見積金額は、作成から納品までにかかる一切の費用を経費として見込むこと。
- (7) 見積競争の結果については、令和6年3月27日(水)までに落札業者にのみ電話連絡する。
- (8) 落札した後、業務完了後の請求に当たっては、消費税額等に1円未満の端数が生じた場合について、これを切り捨てるものとする。
- (9) 手続きにおける交渉の有無 無
- (10) 詳細は仕様書による。